

電気事業法施行規則

(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)

最終改正:平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年八月二十九日経済産業省令第六十二号 (一部未施行)

電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)の全部を次のように改正する。

第一章 総則(第一条—第三条)第二章 電気事業第一節 事業の許可等(第四条—第二十一条の三)第二節 業務(第二十二条—第四十七条の二)第三章 電気工作物第一節 定義(第四十八条)第二節 事業用電気工作物第一款 技術基準への適合(第四十九条)第二款 自主的な保安(第五十条—第五十六条の三)第二款の二 環境影響評価に関する特例(第六十一条の二—第六十一条の十)第三款 工事計画及び検査(第六十二条—第九十四条の八)第四款 承継(第九十五条)第三節 一般用電気工作物(第九十六条—第一百四条)第三章の二 土地等の使用(第一百四条の二—第一百四条の六)第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関第一節 登録安全管理審査機関(第一百五条—第一百八条の二)第二節 指定試験機関(第一百九条—第一百二十六条)第三節 登録調査機関(第一百二十七条—第一百三十二条)第五章 雑則(第一百三十三条—第一百四十二条)附則

第九十条 法第五十四条第一項 の経済産業省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。

第九十条の二 定期検査は、次の各号に掲げる事項のうち、第九十三条第二項各号に掲げる事項を説明する書類(同条第二項ただし書に規定する場合にあっては、保安規程)において記載された定期事業者検査に係る事項について、定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に電気工作物検査官(法第五十四条第二項の規定に基づき機構が定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員)が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 発電用原子炉(沸騰水型軽水炉に限る。)及びその附属設備にあっては、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項

電気工作物の種類	定期事業者検査に係る事項
一 原子炉本体	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2 再使用する燃料体の外観検査 3 炉心における燃料体の配置を確認する検査 4 原子炉の停止余裕を確認する検査
二 原子炉冷却系統設備	1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)第二条に規定するクラス1機器(原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。)及びクラス2機器(原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。)並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査 2 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査 3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査 4 非常用炉心冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系の作動検査 5 非常用復水器系の作動検査 6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査(改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。)並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査 7 原子炉補機冷却系の作動検査
三 計測制御系統設備	1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器(計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。)及びクラス2機器(計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。)並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査 2 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動

	水圧系の制御棒緊急そう入検査 3 ほう酸水注入系の作動検査 4 安全保護系及び原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査
四 燃料設備	燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査
五 放射線管理設備	1 プロセスモニタリング設備の校正及び作動検査 2 非常用ガス処理系の作動検査及びそのフィルター性能検査 3 中央制御室非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査
六 廃棄設備	気体廃棄物処理系の作動検査
七 原子炉格納施設	1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に限る。以下この号において同じ。）及びその支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器の漏えい検査 2 原子炉格納容器の漏えい率検査 3 原子炉建屋の気密性能検査 4 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査 5 原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査 6 原子炉格納容器スプレイ系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器スプレイ系の作動検査 7 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査
八 非常用予備発電装置	1 ディーゼル機関の非破壊検査並びにディーゼル発電機の作動検査及び定格容量を確認する検査 2 直流電源系の充電状態を確認する検査

三 発電用原子炉(加圧水型軽水炉に限る。)及びその附属設備にあつては、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項

電気工作物の種類	定期事業者検査に係る事項
一 原子炉本体	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2 再使用する燃料体の外観検査 3 炉心における燃料体の配置を確認する検査 4 原子炉の停止余裕を確認する検査
二 原子炉冷却系統	1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）及びクラス2機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）並びにそれらの支持構造物の非破壊検査

設備	<p>査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査</p> <p>3 加圧器逃がし弁元弁の作動検査</p> <p>4 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査</p> <p>5 主蒸気隔離弁の作動検査</p> <p>6 非常用炉心冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>8 補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査</p>
三 計測制御系統設備	<p>1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器(計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。)及びクラス2機器(計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。)並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 制御用空気圧縮系の作動検査</p> <p>3 制御棒駆動系の制御棒緊急そう入検査</p> <p>4 ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査</p> <p>5 安全保護系の作動検査</p> <p>6 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査</p>
四 燃料設備	<p>燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査</p>
五 放射線管理設備	<p>1 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p> <p>2 アンユラス再循環排気系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>3 中央制御室非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p>
六 廃棄設備	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>
七 原子炉格納施設	<p>1 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス2機器(原子炉格納施設に限る。以下この号において同じ。)及びその支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 原子炉格納容器の漏えい率検査</p> <p>3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査</p> <p>4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査</p> <p>5 原子炉格納容器スプレイ系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器スプレイ系の作動検査</p> <p>6 アイスコンデンサの冷却性能検査</p> <p>7 原子炉格納容器水素再結合装置の作動検査</p>
八 非常用予備発電装置	<p>1 ディーゼル機関の非破壊検査並びにディーゼル発電機の作動検査及び定格容量を確認する検査</p> <p>2 直流電源系の充電状態を確認する検査</p>

四 原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉(沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉に限る。)及びその附属設備にあつては、前三号に掲げるもののほか、その他経済産業大臣が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五 原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉(沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉に限る。)及びその附属設備(非常用予備発電装置を除く。)にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

第九十一条 法第五十四条第一項 の経済産業省令で定める時期は、特定重要電気工作物についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要電気工作物のうち、発電所又は発電設備の設置の工事の後、定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要電気工作物の区分	定期検査を受けるべき時期
一 特定重要電気工作物であつて、その判定期間が十三月以上であるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの(次号及び第三号に掲げるものを除く。)	定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二 特定重要電気工作物であつて、その判定期間が十八月以上であるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの(次号に掲げるものを除く。)	定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三 特定重要電気工作物であつて、その判定期間が二十四月以上であるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの	定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期

2 前項の表の上欄の判定期間とは、定期検査において、第九十四条の三第二項の一定の期間を満了するまでの間法第三十九条第一項 に規定する技術基準(以下この条において単に「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された特定重要電気工作物(次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。)に係る当該期間をいう。

- 一 特定重要電気工作物を構成する機械又は器具であつて、第九十条の二第一号から第四号までに規定する事項(炉心における燃料体の配置を確認する検査及び原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。)について定期検査を受けるべきもの
- 二 特定重要電気工作物を構成する機械又は器具であつて、その定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じる必要のあるもの
- 三 次のいずれかに掲げる特定重要電気工作物を構成する機械又は器具
 - イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じることが可能であるもの
 - ロ 使用済燃料を取扱う機器その他機械又は器具であつて原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

第九十二条 法第五十四条第一項 ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 使用の状況から前条に規定する時期に定期検査を行う必要がないと認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

- 二 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に定期検査を受けることが著しく困難であると認めて経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。
- 2 前項各号の承認を受けようとする者は、様式第六十の二の定期検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十三条 定期検査を受けようとする者は、様式第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該申請の時までに法第四十二条第二項の規定により届出のあった保安規程において第二号に掲げる事項についての記載があるときは、当該事項については、この限りでない。
- 一 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
 - 二 定期検査の期間において行われる定期事業者検査の方法、実施頻度及び時期
 - 三 第一号の定期事業者検査に関する放射線管理
- 3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第九十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第九十条の二各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

- 2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対し、当該申請に係る法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部の実施について、次に掲げる事項を記した通知書により通知するものとする。
- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - 二 検査を受ける特定重要電気工作物を設置する発電所の名称
 - 三 検査を実施する時期
 - 四 検査を実施する場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 3 前項の通知書には、前条第一項の申請書及び添付書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。
- 4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。

第九十三条の三 経済産業大臣は、定期検査を終了したと認めるときは、定期検査終了証を交付する。

第九十三条の四 法第五十四条第二項の経済産業省令で定める特定重要電気工作物は、原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。

- 2 法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。
- 一 第九十条の二第一号に掲げる事項

- 二 第九十条の二第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査
 - ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入検査
 - ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査
- 三 第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査
 - ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動系の制御棒緊急そう入検査
 - ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査
- 3 前項の規定にかかわらず、特定重要電気工作物の構造、材料その他の関係により経済産業大臣が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要電気工作物に係る検査は、経済産業大臣が自ら行うものとする。
- 4 経済産業大臣は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 機構は、第九十三条の二第二項の通知に基づき、第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
- 6 法第五十四条第三項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。
 - 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - 二 検査を受けた特定重要電気工作物を設置する発電所の名称
 - 三 検査年月日
 - 四 検査を実施した場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
 - 七 検査の結果

第九十四条 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

- 一 蒸気タービン本体(出力千キロワット以上の発電設備であって、原子力発電所に属しないものに限る。)及びその附属設備(以下「原子力発電所以外に属する蒸気タービン及びその附属設備」という。)
- 一の二 原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備であって、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具

電気工作物の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

- 二 ボイラー及びその附属設備
- 三 独立過熱器及びその附属設備
- 四 蒸気貯蔵器及びその附属設備
- 五 ガスタービン(出力千キロワット以上の発電設備に係るもの(内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であ

って、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。)に限る。)

六 液化ガス設備(液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあつては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。)

七 燃料電池用改質器(最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。)

八 ガス化炉設備

2 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、排気筒、補助ボイラー及び非常用予備発電装置とする。

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 原子力発電所以外に属する蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期
 - 二 ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。)についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期
 - 三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン(出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)、液化ガス設備又はガス化炉設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期
 - 四 燃料電池用改質器についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期
 - 五 原子力発電所に属する特定電気工作物(前条第一項第一号の二及び第二項で定めるものをいう。以下同じ。)についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第九十一条又は第九十二条の規定により定める当該特定電気工作物に係る特定重要電気工作物が定期検査を受けるべき時期
 - 六 原子力発電所に属する特定電気工作物についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の定期検査が終了した日から次回の定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと
- 2 原子力発電所に属する特定電気工作物についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより原子炉の運転時における原子力発電工作物の保安の確保に支障をきたさないもの(定期検査を受けるべきものを除く。)にあつては、前項第五号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。
- 3 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣(特定電気工作物(原子力発電所に属するものを除く。))に係る定期事業者検査の場合にあつては、その特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この条において同じ。)が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から前項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、経済産業大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
 - 二 災害その他非常の場合において、前項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、経済産業大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

- 4 前項各号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
 - 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
 - 三 原子力発電所に属する特定電気工作物に係る定期事業者検査にあつては、前二号に掲げる方法のほか、各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、原子力発電所に属する特定電気工作物に係る定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定電気工作物はその期間が満了するまでの間法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次の各号に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
- 一 原子力発電所に属する特定電気工作物におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
 - 二 原子力発電所に属する特定電気工作物の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
 - 三 原子力発電所に属する特定電気工作物に類似する機械又は器具の使用実績(当該特定電気工作物との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間(第九十一条第二項の特定重要電気工作物に係るものに限る。)は、十三月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間(第九十一条第二項の特定重要電気工作物に係るものに限る。)は、定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第九十四条の四 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、原子力発電所に属する特定電気工作物に係る前項各号に掲げる事項については、その特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとし、それ以外の特定電気工作物に係るものについては、同項第一号から第六号までに掲げる事項については五年間、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該定期事業者検査を行った後最初の法第五十五条第四項において準用する法第五十条の二第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の四の二 [法第五十五条第三項](#) の経済産業省令で定める原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、[発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条](#) に規定するクラス1機器に属する容器及び管(フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。)並びに炉心支持構造物(炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。)とする。

2 [法第五十五条第三項](#) の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

評価事項	評価方法
一 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号。以下この号において「省令」という。)第九条の二の規定に適合しなくなると見込まれる時期	次の各号により当該特定電気工作物ごとに評価を実施する。 一 定期事業者検査により確認したき裂、孔その他の損傷(以下「き裂等」という。)の発生原因を推定するとともに、き裂等の形状及び大きさを特定すること。 二 前号で特定したき裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間におけるき裂等の進展を予測すること。 三 前号の予測どおりにき裂等が進展したと仮定したとき、上欄の省令の規定に適合しなくなると見込まれる時期を求めること。
二 補修等の措置の内容	前号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講じる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。

3 [法第五十五条第三項](#) の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 評価年月日
- 二 評価の対象
- 三 評価の方法
- 四 評価の結果
- 五 評価を実施した者の氏名
- 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 評価の実施に係る組織
- 八 評価の実施に係る工程管理
- 九 評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 評価記録の管理に関する事項
- 十一 評価に係る教育訓練に関する事項

4 [法第五十五条第三項](#) の評価の結果の記録は、評価された特定電気工作物が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 [法第五十五条第三項](#) の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第九十四条の五 [法第五十五条第四項](#) の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。

- 一 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知(以下この条において単に「通知」という。)において定期事業者検査(原子力発電所に係るものを除く。以下この号において同じ。)の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期
 - 一の二 前号に規定する組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十五条第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、定期安全管理審査を受ける必要が生じた時期
 - 二 前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査を行う時期
- 2 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、第九十四条第一項第一の二号及び同条第二項に規定するものとする。

(準用)

第九十四条の五の二 第七十三条の六の二の規定は、法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに準用する。この場合において、第七十三条の六の二第一項中「令第九条の表第九号の二」とあるのは「令第九条の表第十二号の二」と読み替えるものとする。

第九十四条の六 定期安全管理審査であつて、機構又は登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

- 2 機構又は登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構又は当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の七 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「法第五十条の二第四項」とあるのは「法第五十五条第五項」と、第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあるのは「法第五十五条第六項」において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。

- 2 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知において定期事業者検査(原子力発電所に係るものに限る。)の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、第七十三条の八第二号及び第三号の規定を準用しない。
- 3 経済産業大臣は、法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知(機構が行った法第五十五条第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第五十条の二第六項の評定の結果に限る。)の写し一通を機構に送付するものとする。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の八 第七十三条の五第一項各号、第八十二条の二第一項各号、第九十四条の四第一項各号及び第九十四条の四の二第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項並びに第五十五条第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。